

京都市消費生活基本計画について

1 京都市消費生活条例の施行

- 国において、消費者保護基本法を改正した消費者基本法が施行され、消費者の位置付けが「保護される者」から「自立した主体」へと改められたことを受け、本市においても、平成17年10月に、従来の京都市消費者保護条例を抜本的に改正した京都市消費生活条例を施行
- 基本理念において、7つの「消費者権（消費者の権利）」と消費生活施策を推進するに当たっての3つの「配慮すべき重要な視点」を明記

2 京都市消費生活基本計画（第1次計画）の策定

（1）位置付け

- ・ 京都市基本計画を上位計画とする消費生活分野の基本計画
- ・ 京都市消費生活条例第10条に基づき、策定が義務付けられている基本的な計画

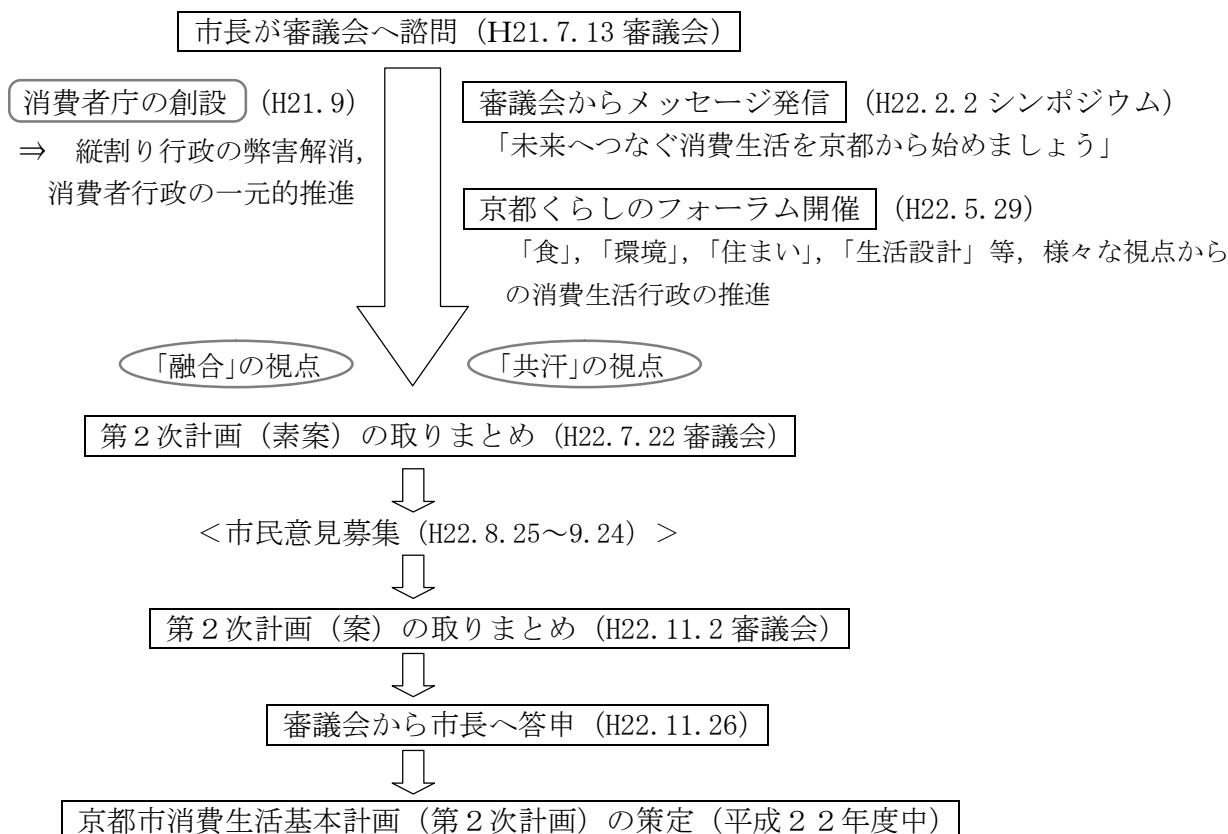
（2）計画期間

平成18年度から22年度までの5年間

（3）5つの基本方針

- ① 安心・安全な消費生活環境の整備
- ② 消費者被害の救済
- ③ 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保
- ④ 消費者の自立支援
- ⑤ 豊かに暮らすことができる環境の整備・創造

3 京都市消費生活基本計画（第2次計画）の策定



計画期間：平成23年度から平成32年度までの10年間

【基本方針1 消費生活の安心・安全】
(背景)
○ 商品・サービスそのものに対する不信・不安の増大
○ 購入後の商品等の安全性の低下
○ 賞味期限や産地等の表示偽装の多発、表示への不信感の増大
○ 地域商店街の衰退による日常の消費生活の崩壊 など

施策目標1 安全な消費生活環境の確保
施策の方向(1) 安全な商品等の確保
① 商品等の安全性の確保
② 使い、住み続けるための安全性の確保

施策目標2 商品等を適切に選択できる環境の整備
施策の方向(2) 商品等に関する情報の適正化
③ 情報の適正化に向けた指導等の推進
④ 消費生活条例に基づく情報の適正化の推進
施策の方向(3) 商品等の安定的な供給の確保
⑤ 身近な生活圏を支える事業者等への支援
⑥ 生活必需品の安定供給と適正な価格形成の確保

【基本方針2 消費者被害の救済及び防止】
(背景)
○ 高齢者や若年者をねらった深刻な消費者被害の発生
○ コミュニティで孤立した消費者被害の潜在化
○ 必要な情報に到達できない消費者の増加
○ 消費生活相談内容の高度化・複雑化 など

施策目標3 消費者被害の救済
施策の方向(4) 被害の救済のための機能強化
⑦ 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備
⑧ 相談内容の高度化への対応
施策の方向(5) 各種相談事業の実施及び連携の強化
⑨ 各種相談事業の実施
⑩ 様々な相談窓口との連携の強化

施策目標4 消費者被害の防止
施策の方向(6) 不適正な取引行為への対応
⑪ 事業者に対する指導等の強化
⑫ 適正な取引行為の徹底
⑬ 取引行為に関する制度の検討
施策の方向(7) 消費者被害を防止する仕組みづくり
⑭ 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等
⑮ 関係機関、団体との連携の推進
⑯ 被害者に身近な支援の仕組みづくり

【基本方針3 消費者の自立支援】
(背景)
○ 携帯電話の普及や成人年齢問題等、トラブル低年齢化への懸念
○ 悪質事業者による新たな手口との競争 など

施策目標5 消費者力の向上
施策の方向(8) 消費者の生活力向上のための学習機会の提供
⑰ 児童、生徒等への消費者教育の推進
⑱ 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
施策の方向(9) 情報提供の推進及び学習活動への支援
⑲ 様々な媒体を用いた情報の発信
⑳ 拠点施設等における学習活動への支援

【基本方針4 京都から始める未来へつなぐ消費生活】
(背景)
○ 消費生活を脅かす深刻な環境問題
○ 消費者の社会的責任の認識の希薄さ など

施策目標6 新たな消費生活モデルの形成
施策の方向(10) 環境との調和を目指す消費者の育成
㉑ 食に関する学習機会の提供
㉒ 環境に配慮した消費者行動の促進
施策の方向(11) 消費者、事業者が共に行動する基盤づくり
㉓ 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成

「共汗」と「融合」により、施策を着実に実施

安心・安全な消費生活環境を確保するための基本的な施策として、経常的に取り組む施策

消費者が直面する不安を解消し、消費生活の安定のために取り組む施策

消費者の自立のために取り組む施策

消費者がこれからの消費生活を考え、行動するよう、消費者の育成に取り組む施策